

やちよししゅわげんご 八千代市手話言語・

しょうがいしゃ 障害者コミュニケーション

じょうれい 条例ができました

れいわがんねん がつ にちせこう
令和元年9月30日施行



やちよし
八千代市キャラクター

「やっち」

しゅわ げんご しょうがいしゃ きも
手話が言語であることや障害者のコミュニケーション方法(気持ちを
つた ほうほう たいせつ しょうがい ひと ひと いっしょ
伝える方法など)を大切にして、障害のある人もない人も一緒になって
す しゃかい めざ もくてき やちよししゅわげんご りかいおよ
住みやすい社会を目指すことを目的に「八千代市手話言語の理解及び
ふきゅうなら しょうがい とくせい おう しゅだん かん じょうれい
普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」
せいてい
を制定しました。

じょうれい おお ないよう 条例の大まかな内容

じょうれい
条例には2つの
目的があるよ！



©八千代市「やっち」

①手話言語

②障害者のコミュニケーション

基本理念

- ・手話は海外でも日本国内でも言語であると認められていることを理解します。
- ・手話で気持ちなどを伝えあうことを大切にします。

- ・自分の障害に合ったコミュニケーションの方法を選択することを大切にします。
- ・選択した方法で必要な情報を得ることを大切にします。

市の責務(やらなくてはいけないこと)

- ①手話は手・指や体の動き・表情などで表現する目で見える言語であることをたくさんの人に理解してもらえるようにします。
- ②手話で情報が入るような環境と手話で気持ちを伝えるなど使いやすい環境を整えていきます。
- ③障害者のコミュニケーションは要約筆記や点字、コミュニケーションボードなどいろいろな方法があることをたくさんの人に理解してもらえるようにします。
- ④障害者が選んだコミュニケーション方法で情報が入るような環境と選んだ方法で気持ちを伝えるなど使いやすい環境を整えていきます。
- ⑤手話通訳者や要約筆記者など、障害者が選ぶコミュニケーション方法を支援する人を育てる環境を整えていきます。

じょうれい とくちょう 条例の特徴

八千代市の条例は、手話だけでなく、他の障害者のコミュニケーション方法についても、みんなで理解を深める理念条例となっています。

コミュニケーションは障害がある・なし関係なく全ての人にとって、とても大切なものです。

八千代市は、「共に生きる、誰もがぐらしやすいまち やちよ」を目指します。

じょうれい ぜんぶん
条例の全文は八千代市のホームページで見ることができます。



<http://www.city.yachiyo.chiba.jp/62500/page100046.html>

お問い合わせ

八千代市健康福祉部障害者支援課
電話 047-483-1151
FAX 047-483-2665
メール syougaisien1@city.yachiyo.chiba.jp